

二国間の制度的違いを乗り越えるために
必要な専門性と経験

日韓国際相続の

FAQ

— 相続法編 —



NK GROUP

日本経営ウィル税理士法人

1. 在日韓国人であった父が死亡しました。相続の手続きをしなくてはなりません、どのように進めれば良いのでしょうか。[P1]
2. 在日韓国人であった父が死亡しましたが、相続人の確定はどのようにすれば良いのでしょうか。[P1]
3. 私の父は在日韓国人でしたが日本に帰化しました。父が亡くなりましたが、相続の手続きについて配慮しなくてはならないことがありますか。[P2]
4. 韓国の戸籍制度について教えてください。[P2]
5. 韓国の家族関係登録制度へ変更された理由について教えてください。[P3]
6. 韓国の5種類の登録事項別証明書について教えてください。[P4]
7. 私は日本に住んでいます。韓国の戸籍や家族関係証明書などの取得はどのようにすれば良いですか。[P5]
8. 取得した韓国の除籍謄本や家族関係登録簿に、私の記載はありますが、弟が記載されていません。何故でしょうか。また、どうすれば宜しいのでしょうか。[P6]
9. 在日韓国人の場合、戸籍や家族関係登録簿の記載内容が一致しない場合が時々あるとのことですが、それは、どのような原因によるものですか。[P7]
10. 在日韓国人の父が死亡しました。相続の手続きを進めるために父の出生から死亡までの韓国の戸籍(除籍謄本)や家族関係証明書などを揃えましたが、誰が相続人になりますか。[P8]
11. 在日韓国人ですが、父も私も日本生まれで、生まれてからずっと日本で生活しています。韓国には墓参りや旅行に行った程度であり、韓国語も話せず、ハングルを読むこともできません。できれば慣れ親しんだ日本の法律で相続をしたいと思いますが、国籍が韓国ですと韓国の民法に従うしかないのでしょうか。[P9]

12. 私は在日韓国人ですが、私が死亡した後、相続人同士で遺産分割で揉めないように遺言書を遺しておこうと考えております。遺言書はどのように作成しておけば宜しいでしょうか。[P10]
13. 法定相続人とその順位について、韓国の民法と日本の民法との比較で教えてください。[P11]
14. 私たち夫婦は在日韓国人の夫婦です。私は後妻で夫には先妻との間に5人の子供がいます。私が嫁いだ後、夫婦で事業を始めました。永年大変に苦労を積み重ねて事業を拡大し今ではそれなりの財産を築くことができました。財産の名義は夫名義になっていますが、夫が死亡した場合、私は財産の二分の一を相続することはできますか。[P13]
15. 私たちは在日韓国人の夫婦で長男家族と同居していましたが、長男は数年前に病気で死亡しました。長男の死亡後も長男の嫁は、孫とともに私たちと同居してくれて私たちの面倒を見てくれています。私たちには別居し独立している次男もいますが、亡くなった長男の嫁にも財産を遺してあげたいと思っています。何か必要な手続きはありますか。[P15]
16. 韓国の民法と日本の民法による法定相続人とその順位について分かりましたが、具体的な事例ではどのような違いになりますか。[P17]
17. 在日韓国人の父は多額の債務を遺して死亡しました。そのため、相続放棄をしたいと考えていますが、どのようにすれば宜しいでしょうか。[P18]
18. 被相続人には多額の債務があり、親族全員が相続放棄をしようと考えていますが、在日韓国人の場合、親族全員が相続放棄をする場合には手続きが大変だと聞きましたが、その通りなのでしょうか。[P19]
19. 在日韓国人である父が死亡しました。母と私たち兄弟が相続人になりますが、遺産の分割はどのように進めることになりますか。[P20]
20. 私は在日韓国人ですが、遺産分割で揉めないように遺言書を遺しておこうと考えていますが、遺留分に配慮しておく必要があると聞きました。遺留分はどのようなもので、在日韓国人の場合、特に注意することはありますか。[P21]



在日韓国人であった父が死亡しました。相続の手続きをしなくてはなりませんが、どのように進めれば良いでしょうか。

日本人の場合であっても同様ですが、まずは、**誰が相続人になるのか、相続人を確定**する必要があります。相続人が確定すれば、次はお父さんの**相続財産を確定**し、その**相続財産の相続や分割を協議**していくことになります。

遺産の分割については、遺言書があれば原則として遺言書に従い、遺言書が無ければ相続人による分割協議を行うことになります。

また、一定額以上の財産があれば、相続税の申告も必要となりますが、日本だけではなく、**韓国にも財産がある場合には、韓国にも相続税の申告をしなければならない**場合もあります。



在日韓国人であった父が死亡しましたが、相続人の確定はどのようにすれば良いでしょうか。

相続人の確定は、お亡くなりになられたお父さんの出生から死亡時までの相続関係を証明する韓国の公的資料、戸籍(除籍)謄本や登録事項別証明書(家族関係証明書など)を揃えて確認し確定させることになります。

お父さんの出生から死亡時までの韓国の戸籍や家族関係証明書などを揃えることにより、お父さんが生まれられてから亡くなるまでの間の婚姻関係や子供の出生、養子縁組の事実などが確認でき相続人を確定させることができます。





私の父は在日韓国人でしたが日本に帰化しました。父が亡くなりましたが、相続の手続きについて配慮しなくてはならないことがありますか。

相続人の確定のためには、亡くなられたお父さんの出生から死亡時までの相続関係を証明する公的資料を揃える必要があります。日本に帰化された以後については、日本の戸籍謄本により親族関係が確認できますが、**帰化される以前については、韓国の除籍謄本や家族関係証明書などを取得して、親族関係を確認する必要があります。**



韓国の戸籍制度について教えてください。

韓国の戸籍制度自体は、中国伝来のもので非常に古くからありましたが、伝統的な戸籍が人口把握の観点から近代的な方式に変更されたのは1896年のことでした。その後、1910年に日本の統監府の主導により制定された民籍法に基づき、親族関係の調査を本格的に実施しました。その後、1923年の「朝鮮戸籍令」の施行により日本の戸籍と同様に漢字混じりの縦書き手書き形式の「戸籍簿」となりました。この「朝鮮戸籍令」の制定により、身分関係を公示する制度が定着したと評価されているようです。

縦書き手書きの戸籍簿は1970年頃から横書きの新様式の採用とともにハンゲルでの記載が進められました。更に、1998年から電算化が進められ、2002年からはオンライン化により韓国内のどこの役所(市役所・区役所など)でも取得できるようになりました。日本でも東京の大使館や大阪などの総領事館で取得できるようになりました。

その後、**2007年末をもって戸籍制度は廃止され、2008年1月1日から新たに家族関係登録制度が始まりました。**





韓国の家族関係登録制度へ変更された理由について教えてください。

韓国の戸籍制度については、男性が優先的に承継する戸主を中心とした制度でしたが「**男女平等に反する内容**」が問題となり、また、戸籍謄本には家族全員の情報が記載されていることが「**個人情報保護**」の観点から問題となって、**2007年末をもって廃止**されました。戸籍制度の廃止後は、**各個人を基準とした家族関係登録制度**となって家族関係登録簿が作成され、本籍地も個人別に決定し変更もできる登録基準地になりました。

家族関係登録制度では、**証明目的に応じた5種類の証明書(登録事項別証明書)**で対応することとし、**個人情報の公開が最低限**になるようにされています。





韓国の5種類の登録事項別証明書について教えてください。

韓国の家族関係登録制度では、次の5種類の登録事項別証明書があります。

- ① 基本証明書…本人の出生・死亡・改名などに関する事項
- ② 家族関係証明書…本人を基準とした父母・配偶者・子に関する事項
(氏名・生年月日など)
- ③ 婚姻関係証明書…配偶者に関する事項(氏名・生年月日など)及び
婚姻・離婚に関する事項
- ④ 養子縁組関係証明書…養子縁組・離縁・養子縁組無効・取消に関する事項
- ⑤ 親養子(特別)縁組関係証明書…親養子(特別養子)縁組・離縁・
養子縁組無効・取消に関する事項

証明が必要な目的に応じて、それぞれの証明書を取得することになります。

なお、それぞれの注意点としては、基本証明書には、婚姻関係や養子縁組は記載されません。また、家族関係証明書には現在有効なものだけが記載されます。また、記載範囲は3代で、祖父母・兄弟姉妹・孫は記載されません。また、子については、子女と記載され実子養子の別や続柄(長男次男など)も記載されません。兄弟関係の証明のためには親の除籍謄本、家族関係証明書を取得する必要があります。





私は日本に住んでいます。韓国の戸籍や家族関係証明書などの取得はどのようにすれば良いですか。

東京であれば韓国大使館、関西の方であれば大阪か神戸の総領事館など、訪問しやすい**大使館か総領事館**で取得できます。

取得できる方は、本人か対象者の配偶者・子・両親、または委任を受けた代理人です。原則として、対象者の兄弟姉妹については取得できず、例外的に、相続に必要な範囲に限って、相続に必要であることを証明することで、取得できることにご留意ください。

なお、親養子縁組関係証明書については本人か本人から委任を受けた者だけが取得できます。

取得に必要な書類は、証明書交付申請書(窓口にありますし、ホームページからアウトプットもできなす。)、身分証明書(在留資格カード、パスポートなど)です。相続に必要であることを証明する資料の例としては、被相続人名義の不動産登記簿謄本や銀行の通帳などがあげられます。

また、登録基準地がどこであるかを把握しておくことも必要です。住民登録番号があればそれでも良いですが、韓国に住んでいない在日韓国人の方には住民登録番号がないのが一般的です。





取得した韓国の除籍謄本や家族関係登録簿に、私の記載はありますが、弟が記載されていません。何故でしょうか。また、どうすれば宜しいでしょうか。

住民票や外国人登録証には記載されているのに、戸籍簿や家族関係登録簿に記載がない場合が偶にありますが、

いろいろな理由が考えられますが、一番、多い理由は、出生された時に、住所地の役所(市役所や区役所)には出生の届出をしているのに、**韓国の役所に出生の届出をしていないこと**による場合が多いです。日本人であれば、日本国内の役所に出生の届出をすれば、自動的に役所から本籍地の役所に連絡がいき戸籍にも記載されますが、**在日韓国人の場合には、日本の役所に届出をするとともに、韓国の役所や日本にある韓国大使館や総領事館に届出をしないと韓国の戸籍には記載されません。**

長男である貴方が戸籍に記載されているのに、次男である弟さんが戸籍に記載されていないのは、例えば、日本に来られた第一世代である貴方の祖父や祖母が韓国に墓参りに帰られた際に、役所に寄られて貴方の出生の届出をされたものの、祖父母が亡くなられたあとに生まれた弟さんについては韓国の役所に届出をされる方がいなかったことなどの事情があったものと考えられます。日本の役所から発給された出生届書記載事項証明書(又は出生届受理証明書)などを根拠として、弟さんを戸籍簿や家族関係登録簿に登録しないと相続手続きが進められないこととなります。

なお、在日韓国人の戸籍簿や家族関係登録簿の記載内容が誤っている場合には、その誤っている理由や原因を確認し、誤りの理由に応じて戸籍簿や家族関係登録簿の訂正をしなくてはなりません。





在日韓国人の場合、戸籍や家族関係登録簿の記載内容が一致しない場合が時々あるとのことですが、それは、どのような原因によるものですか。

在日韓国人の戸籍や家族関係登録簿の記載内容が一致しない原因として、一番多いのは韓国の役所もしくは大使館や総領事館へ婚姻や離婚・出生や死亡の届出をしていないことによるものです。

それ以外としては、日付が違っている場合もあります。

その理由としては、韓国の役所へまとめて多くの届出(婚姻と複数の子女の出生など)を一括して行うことによって、役所が間違った日付けで登録したり、第一世代が届出したときに旧暦で届出をしたことなどがあります。

他には、日本と韓国で異なる漢字について、韓国の漢字を当て嵌めた事例、日本の地名を間違った読みでハングルにした事例、戸籍が改製される際の転記ミスの事例も見られます。単純な転記ミスであれば、古い戸籍謄本を取得して転記のミスを指摘すれば、訂正自体はスムーズ行われます。

複雑な場合には、私どものような専門家にご相談をしてください。





在日韓国人の父が死亡しました。相続の手続きを進めるために父の出生から死亡までの韓国の戸籍(除籍謄本)や家族関係証明書などを揃えましたが、誰が相続人になりますか。

亡くなられた方(被相続人)の相続人が誰になるのか、また、その相続分はどれだけなのかは、民法の規定に従うことになりませんが、日本と韓国のいずれの民法に従うことになるのかを知らなければ、誰が相続人になるのか、その相続分が幾らであるのかを知ることはできません。

法律問題の当事者などが2つ以上の国に関係する場合には、どの国の法律を適用するのかについて、日本では「法の適用に関する通則法」が定めています。この法律の36条によると、「相続は、被相続人の本国法による。」と規定されています。したがって、亡くなられたお父さんの国籍が韓国籍である場合には、韓国の民法の適用を受けることになります。したがって、誰が相続人になるのか、その相続分が幾らであるのかについては、韓国民法の規定に従うことになります。





在日韓国人ですが、父も私も日本生まれで、生まれてからずっと日本で生活しています。韓国には墓参りや旅行に行った程度であり、韓国語も話せず、ハングルを読むこともできません。できれば慣れ親しんだ日本の法律で相続をしたいと思いますが、国籍が韓国ですと韓国の民法に従うしかないのでしょうか。

被相続人が韓国籍の場合、相続について、原則韓国民法が適用されます(10番参考)。例外的に、遺言で準拠法を指定することで、日本民法を適用することができます。

「法の適用に関する通則法」41条は、当事者の本国法によるべき場合に、その本国法に従えば日本法によるべきときには、日本法が適用されることを定めています(反致)。そこで、韓国の「国際私法」を参照すると、遺言で被相続人の死亡時の常居所のある国の法律を相続の準拠法に指定することで、被相続人の相続について、その常居所のある国の法律を適用することができる旨、定められています(韓国国際私法49条2項1号)。

したがって、**在日韓国人であるお父さんが、遺言書に、「相続は日本法による。」と記載し、亡くなるまで日本で住んでいた場合には、日本の民法により相続手続きを行うこと**になります。

このように日本で住んでいる在日韓国人の方については、相続で適用される法を韓国法とするか日本法とするか、任意に選択することができます。そのため、韓国民法と日本民法の違いを理解し、自身や大事な家族の相続について、韓国法と日本法のどちらが有利かを十分に検討した上、日本法が有利な場合には、遺言で日本法を選択されておかれれば良いと思います。





私は在日韓国人ですが、私が死亡した後、相続人同士で遺産分割で揉めないように遺言書を遺しておこうと考えております。遺言書はどのように作成しておけば宜しいでしょうか。

緊急時にのみ使用される遺言書(危急時遺言)の作成の方式を別に
して、通常の場合の遺言書の作成方式は日本民法によると、①自筆
証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の3種類とされていま
す。韓国民法ではこの3種類の方式に加えて、④録音・ビデオ録画に
よる遺言も認められています。

遺言書は、検認の手続きが不要で相続人に便宜と思われる公正証
書遺言の作成を勧めています。なお、公正証書ではなく自筆で遺言
書を作成される場合には、遺言の形式を誤らないように十分に注意
をして作成していただきたいと思います。

なお、既に述べてきたように**在日韓国人の方が、相続の準拠法とし
て日本民法を適用するためには、遺言書で明示的に日本法を適用す
る旨を記載しておく必要があります**。日本民法と韓国民法には相続
人や相続分・遺留分など多くの点で違いがありますので、遺産の分
割の内容も併せて遺言書の作成にあたっては私どものような専門
家に相談されることを強く推薦します。





法定相続人とその順位について、韓国の民法と日本の民法との比較で教えてください。

日本の民法による法定相続人と順位、韓国の民法による法定相続人と順位は、次の表のとおりです。(※次ページ参照)

違いは、まずは、**第一順位**です。日本民法では「**配偶者と子**」が相続人となりますが、**韓国民法**では「**配偶者と直系卑属**」が相続人となります。日本の民法との違いは「子」か「直系卑属」かの違いがあります。

第二順位は、日本民法も韓国民法も「**配偶者と直系尊属**」とされていて同様ですが、韓国民法では直系卑属も直系尊属もない場合には、配偶者の単独相続になります。

第三順位は、日本民法では「**配偶者と兄弟姉妹**」となりますが、韓国民法では直系尊属(父母や祖父母など)がいなくとも、「配偶者」がいれば第二順位により「配偶者」の単独相続となり、「配偶者」がいなければ**第三順位**として「**兄弟姉妹**」が相続人となります。

日本民法では、**第三順位**までですが、韓国民法では**第四順位**まで定められており、被相続人の「**四親等以内の傍系血族**」とされています。

このように韓国民法では伯父(叔父)さんや伯母(叔母)さん、従兄弟姉妹、祖父母の兄弟姉妹にまで相続権があり範囲は広いことになります。



法定相続人と順位

区分	日本	韓国
第1順位	配偶者 子とその代襲相続人	配偶者 直系卑属とその代襲相続人
第2順位	配偶者 直系尊属	配偶者 直系尊属 (直系卑属と直系尊属がない場合、 配偶者单独相続)
第3順位	配偶者 兄弟姉妹とその代襲相続人	兄弟姉妹とその代襲相続人
第4順位	なし	被相続人の4親等以内の 傍系血族



私たち夫婦は在日韓国人の夫婦です。私は後妻で夫には先妻との間に5人の子供がいます。私が嫁いだ後、夫婦で事業を始めました。永年大変に苦労を積み重ねて事業を拡大し今ではそれなりの財産を築くことができました。財産の名義は夫名義になっていますが、夫が死亡した場合、私は財産の二分の一を相続することはできますか。

日本民法では、配偶者と子供が相続人となる**第一順位**での相続の相続分は、**配偶者は二分の一**と定められていますが、**韓国民法**では**配偶者の相続分は子供の数によって変動**することとされています。日本民法による相続分と韓国民法による相続分は次の通りです。
(次ページ“法定相続分”参照)

このように、**韓国民法による配偶者の相続分は、子供の5割増し**とされていますので、**子供の人数が増えると配偶者の相続分は減少**していくこととなります。

子供が一人の場合の配偶者の相続分は五分の三で50%を超えますが、子供が三人になると配偶者の相続分は三分の一となります。子供が五人おられる貴女の場合には、相続分は十三分の三となります。(次ページ“配偶者の法定相続分の比較”参照)

参考ですが、子供がいない場合には第二順位の相続となり被相続人の直系尊属と配偶者が相続人になります。配偶者の相続分は日本民法では三分の二となりますが、被相続人の両親が健在な場合、韓国民法では配偶者の相続分は七分の三となります。

いずれの場合も、**配偶者の相続分を増加させたいのであれば遺言書を遺す必要があります**が、後述する遺留分のことも考えると、韓国民法ではなく日本民法を遺言書で選択しておくべきと考えます。



法定相続分

区分	日本	韓国
第1順位	配偶者 1/2 子 1/2(を人数で分ける)	配偶者 1.5(5割増し) 直系卑属 1.0(を人数に乗じる)
第2順位	配偶者 2/3 直系尊属 1/3(を人数で分ける)	配偶者 1.5(5割増し) 直系尊属 1.0(を人数に乗じる) (直系卑属と直系尊属がない場合、 配偶者単独相続)
第3順位	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4(を人数で分ける)	兄弟姉妹の人数で分ける
第4順位	なし	相続人の人数で分ける

配偶者の法定相続分の比較

区分	日本	韓国
配偶者と子1人	配偶者:1/2 子 :1/2	配偶者:3/5 子 :2/5
配偶者と子3人	配偶者:1/2 子(3人のうち1人分):1/6	配偶者:1/3 子(3人のうち1人分):2/9
配偶者と子5人	配偶者:1/2 子(5人のうち1人分):1/10	配偶者:3/13 子(5人のうち1人分):2/13



私たちは在日韓国人の夫婦で長男家族と同居していましたが、長男は数年前に病気で死亡しました。長男の死亡後も長男の嫁は、孫とともに私たちと同居してくれて私たちの面倒を見てくれています。私たちには別居し独立している次男もいますが、亡くなった長男の嫁にも財産を遺してあげたいと思っています。何か必要な手続きはありますか。

日本の民法と韓国の民法では、代襲相続人についての規定が異なっています(次ページ図 参照)。

このように韓国民法では亡くなった息子さんのお嫁さん(配偶者)も代襲相続人となりますので、相続人として遺産を相続して貰うことができます。したがって、特定の財産を遺してあげたい場合や代襲相続分以上の財産を遺してあげたい場合には遺言書を作成しておく方が宜しいですが、そうでなければ、特に、手続きをしておく必要はありません。

逆に注意することは、嫁に相続をさせたくないような場合です。

結婚して間もなく子供ができる前に事故などで息子さんが死亡した様な場合です。韓国民法の適用を受ける場合は息子さんの配偶者も代襲相続人として相続人になりますので、代襲相続人にならない日本民法を遺言により選択しておく必要があります。



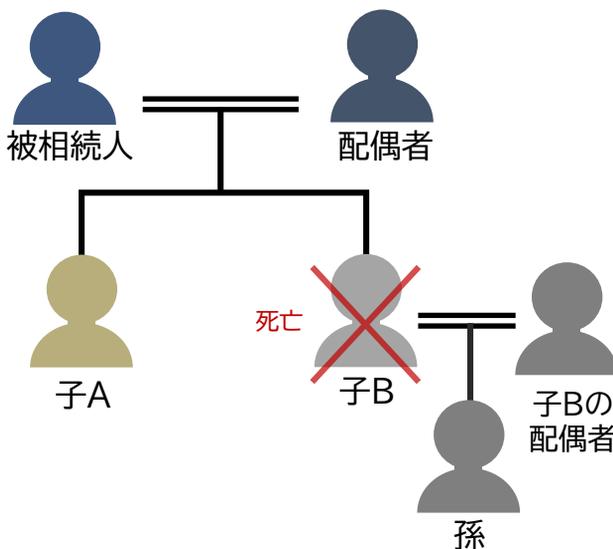
代襲相続人の違い

日本

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条（欠格）の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、**その者の子**がこれを**代襲して相続人**となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
（民法887条2項）

韓国

相続が開始する前に、相続人である被相続人の直系卑属もしくは兄弟姉妹が死亡したとき、又は欠格したときは、その者の**直系卑属と配偶者**が**代襲して相続人**となる。
（民法1001条・1003条2項）



① 日本民法で相続人になる人

→ 配偶者、子A、孫、
合計3人

② 韓国民法で相続人になる人

→ 配偶者、子A、**子Bの配偶者**、孫、
合計4人



韓国の民法と日本の民法による法定相続人とその順位について分かりましたが、具体的な事例ではどのような違いになりますか。

第一順位の法定相続人が異なります。日本民法では「配偶者と子」と規定され、韓国民法では「配偶者と直系卑属」と規定されています。この「子」か「直系卑属」かの違いにより、子が相続放棄をした場合に違いが生じることになります。

相続を放棄するとその相続人は当初から存在しなかったものとされますので、相続人となる者が先に死亡していたり欠格や廃除の場合と異なり、孫が代襲相続することはありません。

そのため「子」が全員相続放棄をすると、日本民法であれば「子」がいない場合の相続となり、直系尊属がいれば第二順位の相続、直系尊属もいなければ第三順位の相続となります。

ところが、**韓国民法**では**第一順位の法定相続人が「配偶者と直系卑属」と規定されていますので「子」が全員相続放棄をすると、孫は代襲相続人としてではなく、「直系卑属」として第一順位の相続人になります。**

また、第三順位の相続に関してですが、日本民法では配偶者とともに兄弟姉妹も相続人になりますので、「配偶者」が単独で相続するためには遺言書を作成しておく必要があります。一方、韓国民法では子や親などの直系血族がいない場合には、兄弟姉妹に優先して「配偶者」が単独相続するとされていますので、日本の民法と異なり遺言書が無くても「配偶者」が単独で相続することができます。





在日韓国人の父は多額の債務を遺して死亡しました。そのため、相続放棄をしたいと考えていますが、どのようにすれば宜しいでしょうか。

韓国の民法において「相続人は相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に単純承認もしくは限定承認もしくは放棄することができる。」(民法1019条)と規定しています。

また、放棄の形式として、韓国民法は「相続人が相続放棄をする時は、民法1019条の期間内に家庭法院に申告しなければならない。」(民法938条)としています。

したがって、**相続開始の日から3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の手続きを行うことにより放棄することができます**。なお、在日韓国人であっても日本の家庭裁判所に相続放棄の手続きをすることにより有効な放棄ができるとされていますが、お父さんの債権者に韓国在住の債権者が多い場合には、念のため、韓国の家庭法院でも相続放棄の手続きをされておく方が無難です。

また、被相続人が債務を抱えており、資産の金額と債務の金額のいずれが多いか分からない場合には、限定承認の手続きが認められていますが、この手続きも相続の開始を知った日から3ヶ月以内に行う必要があります。なお、日本民法では相続人全員で行う必要がありますが、韓国民法では相続人ごとに単独で行うことができます。





被相続人には多額の債務があり、親族全員が相続放棄をしようと考えていますが、在日韓国人の場合、親族全員が相続放棄をする場合には手続きが大変だと聞きましたが、その通りなのでしょうか。

在日韓国人で韓国民法の適用を受ける場合には、日本民法と比べて、相続人の範囲が広いことなどから、相続放棄の手続きの範囲も拡大することとなり手間が増えることとなります。

日本民法の場合、相続人は第一順位では「配偶者と子」ですので、配偶者と子の全員が相続放棄の手続きを行うと第二順位の直系尊属が相続人となります。ところが、**韓国民法では第一順位の相続人は「配偶者と直系卑属」とされていますので、配偶者と子の全員が相続放棄の手続きを行っても次は直系卑属である孫が相続人になり、孫の全員が相続放棄を行うと、ひ孫がいればひ孫まで相続人になります。**直系卑属全員の相続放棄が完了すると、第二順位の直系尊属が相続人となります。

直系尊属の全員が相続放棄をしますと、次は第三順位の兄弟姉妹が相続人になります。兄弟姉妹が相続放棄をしますと、日本民法の場合はここで相続人全員の放棄が完了することになりますが、**韓国民法では続いて被相続人の四親等以内の傍系血族が第四順位として次の相続人になりますので、親等の近い順番に相続放棄の手続きを進めていかななくてはなりません。**

韓国民法では相続人の範囲が広く、そのことから相続放棄の手続きは日本民法に比べて広くなり手続きの手間が増加します。





在日韓国人である父が死亡しました。母と私たち兄弟が相続人になりますが、遺産の分割はどのように進めることになりますか。

遺産分割の手続きは、被相続人が韓国籍であっても日本籍であっても同様です。

亡くなられたお父さん(被相続人)が遺言書を遺しておられれば、原則として遺言の内容に従うことになります。遺言書が無ければ相続人同士で協議して分割を決めることになります。分割が確定しますと遺産分割協議書を作成して、相続人全員が署名押印(実印による)をします。相続人同士の分割協議が纏まらない場合には裁判所による調停や審判によることになります。

なお、遺産が日本財産だけであれば日本語による遺産分割協議書だけで構いませんが、韓国にも遺産があれば、韓国財産の名義変更などの相続手続きのために韓国財産だけの遺産分割協議書もハンゲルで作成しておく方がスムーズです。





私は在日韓国人ですが、遺産分割で揉めないように遺言書を遺しておこうと考えていますが、遺留分に配慮しておく必要があると聞きました。遺留分はどのようなもので、在日韓国人の場合、特に注意することはありますか。

遺留分とは、一定の法定相続人に対して最低限保障された相続分の割合のことで、被相続人に近い相続人に一定の権利を持たせるとともに、被相続人の亡き後にその人たちの生活を守るという考えからのものです。

遺留分は、日本民法では配偶者や子(直系卑属)に対しては法定相続分の二分の一、直系尊属に対しては法定相続分の三分の一とされています。韓国民法でも配偶者・直系卑属・直系尊属に対して同様の割合で遺留分が定められています。**日本民法と韓国民法が違うところは兄弟姉妹の遺留分です。日本民法では兄弟姉妹には遺留分はありませんが、韓国民法では三分の一の遺留分が規定**されています。

子供も親もいない夫婦の場合、配偶者が亡くなりますと相続人は日本民法では配偶者と兄弟姉妹とされています。そのため、遺された配偶者が全ての財産を相続できるようにお互いに遺言書を遺しておくことがよく行われています。日本民法では兄弟姉妹には遺留分がありませんので「配偶者に全ての財産を相続させる。」旨の遺言書があれば遺留分を心配することなく、遺された配偶者が全ての財産を相続することができます。

(次ページへつづく)



逆に在日韓国人の方が原則として適用を受ける韓国民法では子供も親もいない夫婦の場合には、配偶者の単独相続になりますので遺言書が無くても遺された配偶者が全ての財産を相続します。問題になるのは子供も親もいないパートナー同士で理由があって婚姻届をしていない内縁関係の場合です。内縁関係は正式な婚姻とは認められないので相続にあたっては配偶者として扱われません。そのため死亡した際にパートナーへ財産を遺すには遺言書を作成しておく必要がありますが、韓国民法の適用を受ける場合には兄弟姉妹に遺留分が生じることとなります。そのため作成する遺言書にパートナーへ全ての財産を遺す旨を記載するとともに、相続の準拠法を日本法とする旨の記載が必要となります。



MEMO



日本経営本社ビル



梅田相続サロン-REXIED-

お問い合わせください

日本経営ウィル税理士法人

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1 緑地駅ビル6階

TEL: 050-5330-1313

FAX: 06-6868-1311

URL:<https://nktax.or.jp/>

<韓国税務担当>

顧問税理士 親泊伸明

代表社員税理士 吉本英明

窓口担当 李 榕濟(イ)

金 三成(キム)

柳 成沃(ユ)

監修 大阪ふたば法律事務所 金奉植弁護士

<免責事項>

本稿は筆者が 令和4年 3月現在の情報に基づき、一般的な内容を簡潔に述べたものである為、その内容の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性を保証するものではありません。実際の判断等は個別事情により取り扱いが異なる場合がありますので、税理士、弁護士などの専門家にご相談の上ご判断下さい。

